

# 不正改造車を排除する取り組みの実施結果（平成29年度）

## 〔自動車用品店で11件の自動車部品・カー用品に注意喚起〕

独立行政法人自動車技術総合機構（略称：自動車機構）は、不正改造車の排除を目的として、平成18年から自動車用品店での自動車部品・カー用品の実態調査による不正改造防止の啓発活動に取り組んでおります。

平成29年度においても、平成29年6月から10月にかけて、（一社）自動車用品小売業協会（APARA）の協力を得て、全国各地のカー用品ショップの20店舗に自動車検査官を派遣し、陳列されている自動車部品及びカー用品の基準適合性について、調査を実施しました。

調査の結果、取付位置や取付方法によっては基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品・カー用品が全体で11件（前年24件）見受けられたため、当該店舗に対して購入者への適切なアドバイスを行うよう注意喚起を行いました。（下表及びグラフ参照）

注意喚起を行った自動車部品・カー用品の種類は4種類、製造業者別では10社あり、その中で最も多かった部品・用品としては、LED灯火の普及もあることから、「灯火・反射器関係」の8件でした。具体的には、禁止されている灯色の灯火及び点滅する灯火の件数が多くなっています。

また、継続的な取り組みの結果、自動車用品店の理解も深まってきており、注意喚起件数は年々減少しております。

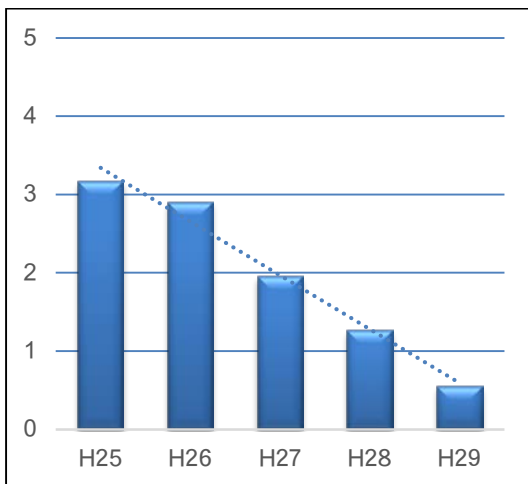


自動車機構では、今後も関係団体と協力し不正改造防止の啓発活動に取り組み、自動車の安全性の確保及び環境の保全に努めて参ります。

表：基準に適合しなくなるおそれの具体的事例

部品・用品種別及び件数	基準に適合しなくなるおそれの内容
・灯火・反射器関係（8件）	装備が義務付けられている灯火以外で点滅する灯火、後面への白色灯火又は白色反射器の取付
・窓ガラス貼付物等（1件）	前面ガラスに貼付する位置によっては、フィルムアンテナが運転者の視野を妨げるおそれがある
・シフトノブ等（1件）	交換することにより運転者の見やすい位置にシフトパターンの表示がなくなるおそれがある
・走行装置等（1件）	ホイールスペーサ等を装着した場合にタイヤがフェンダから突出するおそれがある

グラフ：1店舗あたりの注意喚起件数



〈問い合わせ先〉  
 〒160-0003  
 東京都新宿区四谷本塩町4-41住友生命四谷ビル  
 独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課  
 電話 03-5363-3441（代表）  
 FAX 03-5363-3347